

宇城地域差別事象に対する危機管理マニュアル（学校携帯版）

◎差別発生時の初期対応、状況を的確に判断し、このマニュアルに沿って冷静に対処する。（別紙フローチャート図参照）

＜ケース１＞ 自校関係者内で起きた場合

- （１）報 告 ……差別発言発生 → 児童等、自校関係者は → 担任教諭・人権教育主任に報告。
- （２）事実確認① ……担任教諭・人権教育主任は → 当該児童等から → 事実確認。
事実確認② ……当該者が、児童等でない場合は → 人権教育主任と教頭で事実確認。
※差別の状況の正確な聴取：「５Ｗ１Ｈ」「いつ」「どこで」「だれから（だれに）」「どのような場面で」「どんな内容」を行う。
- （３）連 絡 ……校長・教頭に事実連絡（時刻、相手、場所、概要等） **※児童等の場合は、当該保護者へ連絡。**
- （４）指 導 ……当該者が児童等の場合は → 児童等に対して指導。 **※児童等でない場合は、校長が指導。**
- （５）速 報 ……校長は、当該教育委員会へ電話で速報。 **※教育委員会からネットワークにより連絡。**

＜ケース２＞ 自校関係者外で起きた場合

- （１）報 告 ……差別発言発生 → 児童等、教職員は → 引率者又は担任、人権教育主任に報告。
- （２）事実確認① ……引率者・担任・人権教育主任は → 当該児童等、教職員から → 事実確認。
事実確認② ……引率者・担任・人権教育主任は → 相手が児童等の場合 → 両校立会いのもと、当該児童等に事実確認。
児童等でない場合は → 引率者、担任・人権教育主任が当事者に事実確認。
- （３）指導・謝罪 ……引率者・担任・人権教育主任は → 相手が児童等の場合 → 両校立会いのもと、当該児童等への指導・謝罪。
児童等でない場合は → 引率者、人権教育主任が当事者に注意又は謝罪。
※相手が児童等でない場合は、当事者の情報（氏名・住所・職業・連絡先など）を聞き取り、後日連絡することを確認。
- （４）連 絡 ……自校、相手校の校長・教頭への連絡（時刻、相手、場所、概要等）
- （５）速 報 ……校長は、当該教育委員会へ電話で速報。 **※教育委員会からネットワークにより連絡。**
- （６）主催者等連絡 ……大会、訪問等の場合、両学校の引率者は、大会主催者や責任者へ連絡。
- （７）謝 罪 ……差別をした場合は、校長及び教育長は、相手に対し謝罪。後日、今後の方針等を説明に訪問することを確認。

◎保護者への対応

- （１）校長・引率者・担任教諭・人権教育主任は、当該児童等の保護者を訪問し、事実関係説明。
- （２）当該児童等の心のケアが必要な場合は、保護者の同意を得て当該保護者と共に心のケアを実施。
- （３）必要に応じて、校長は当該校のすべての保護者に事実関係及び今後の方針を説明。